

日本総合歯科学会認定制度委員会規程

2020 年 10 月 30 日制定

(設 置)

第 1 条 本会定款第 32 条に基づき、一般社団法人日本総合歯科学会認定制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 委員会は、定款第 4 条第 3 項に規定する事業の総合歯科学会指導医および認定医、研修施設の認定に関わる、次の事項について審議し、業務を執行する。

- (1) 指導医の認定に関する事項
- (2) 認定医の認定に関する事項
- (3) 研修施設の認定に関する事項
- (4) 認定医制度規則の改廃に関する事項
- (5) その他目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第 3 条 委員会は、6 名以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、理事長が理事の中から 1 名を選任し、委嘱する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第 6 条 委員長、委員の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じたために補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第 7 条 委員会の召集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数の議により決定する。
- 4 委員長が必要であると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(認定医審査小委員会)

第 8 条 委員会は、その任務を分担するために、認定医審査小委員会を置く。

- 2 認定医審査小委員会の委員長は、委員会委員の中から選任し、委員長が委嘱する。
- 3 認定医審査小委員会の委員は、認定医審査小委員会の委員長の推薦により、委員長が委嘱する。
- 4 第 7 条の規程は、認定医審査小委員会に準用する。

(研修施設審査小委員会)

第9条 委員会は、その任務を分担するために、研修施設審査小委員会を置く。

2 研修施設審査小委員会の委員長は、委員会委員の中から選任し、委員長が委嘱する。

3 研修施設審査小委員会の委員は、研修施設審査小委員会の委員長の推薦により、委員長が委嘱する。

4 第7条の規程は、研修施設審査小委員会に準用する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の発議により、制度・規約委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2020年10月30日から施行する。